

平成23年度第1回 木津川市男女共同参画審議会次第

日 時：平成23年9月28日（水）

午前9時30分～

場 所：市役所4-2会議室（4階）

1. 開 会

2. 生活環境部長挨拶

3. 委員紹介

4. 会長、副会長の選任について

5. 議 事

（1）木津川市男女共同参画計画の推進について

（2）委員会、審議会等の女性の登用状況等について

（3）平成23年度木津川市男女共同参画推進事業について

（4）その他

6. 閉 会

配 布 資 料

- 資料No. 1 : 木津川市男女共同参画計画～新・キラリさわやかプラン～進捗状況調査
- 資料No. 2 : 男女共同参画の推進に関する評価指標
- 資料No. 3 : 木津川市における庁内審議会等の女性委員の登用状況
- 資料No. 4 : 木津川市における男女共同参画に関する職員の登用状況
- 資料No. 5 : 平成23年度 木津川市男女共同参画推進事業計画概要
- 資料No. 6 : 木津川市男女共同参画推進条例
- 資料No. 7 : 木津川市男女共同参画推進条例施行規則

木津川市男女共同参画計画～新☆キラリさわやかプラン～進捗状況等調査

概要	<p>○目的 「木津川市男女共同参画計画～新☆キラリさわやかプラン～」の推進を図るため、「具体的施策」の実施状況を把握し、点検、評価をおこなうことにより、計画の実効性を確保し、男女共同参画社会の実現に向けた着実な推進を図っていきます。</p> <p>○評価について</p> <p>【内部評価】 事業担当課で取組状況をまとめ自己評価を行う。 自己評価結果に基づき人権推進課でヒアリング等により内容確認を行う。</p> <p>【男女共同参画審議会からの意見】 評価結果を踏まえ、第3者による再評価をおこない、審議会において意見を取りまとめる。</p> <p>【男女共同参画推進会議】 評価結果を報告し、今後の事業に反映する。</p> <p>【公表】 ホームページで公表する。</p>
	<p>○評価項目と評価基準</p> <p>【評価項目】 重点目標の具体的施策 111 項目</p> <p>【評価基準】 「木津川市 男女共同参画計画に係る関連施策・事業の推進状況等調査票」にて、①これまでの取組の総合評価および②男女共同参画の視点から工夫した点、配慮した点の評価をおこなう。</p>

今後の日程(案)

月	作業内容	審議会
9月～10月	庁内進捗状況調査(1次評価)	
11月～1月		第2回審議会(2次評価)
11月～1月	庁内推進会議	
1月～2月	公表	
2月～3月		第3回審議会

男女共同参画の推進に関する評価指標

項目	現状値		目標値	
	(現状値年度)	平成 22 年 4 月現在	平成 23 年 4 月現在	平成 31 年度
審議会等における女性委員の割合	29.3% (平成 21 年 4 月現在)	28.5% (平成 22 年 4 月現在)	25.0% (平成 23 年 4 月現在)	40%
女性委員のいない審議会数	8 (平成 21 年 4 月現在)	7 (平成 22 年 4 月現在)	6 (平成 23 年 4 月現在)	0
市の女性管理職の登用割合 (課長相当職以上)	16.0% (平成 21 年 4 月現在)	19.1% (平成 22 年 4 月現在)	22.7% (平成 23 年 4 月現在)	30%
市の男性職員の育児休業取得率	男性 0% (平成 21 年 4 月現在)	0% (平成 22 年 4 月現在)	0% (平成 23 年 4 月現在)	10%
男女共同参画人材リスト登録者数	59人 (平成 21 年 4 月現在)	67 人 (平成 22 年 4 月現在)	71 人 (平成 23 年 4 月現在)	150 人
育児期にある女性の労働力率	30～34 歳 56.6% (平成 17 年)			
	35～39 歳 54.2% (平成 17 年)			5 %以上増加
「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合	34.5% (平成 20 年)			60%
「社会全体で男女の地位が平等になった」と感じている人の割合	62.5% (平成 20 年)			80%
「男女共同参画社会」の言葉の意味を内容まで知っている人の割合	17.9% (平成 20 年)			40%
「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」を内容まで知っている人の割合	16.2% (平成 20 年)			40%
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に対する希望と現実のギャップ値	58.3 ポイント (平成 20 年)			20 ポイント以上減少

事業名		現状値	現状値	目標事業量	
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
通常保育	0～2歳	12 カ所	13 カ所	14 カ所	14 カ所
	3～5歳		12 カ所	13 カ所	13 カ所
延長保育		12 カ所	13 カ所	14 カ所	14 カ所
一時預かり		4 カ所	4 カ所	5 カ所	6 カ所
休日保育		0 カ所	0 カ所	0 カ所	1 カ所
病後児保育（施設型）		0 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所
放課後児童クラブ		12 カ所	20 カ所	17 カ所	17 カ所
地域子育て支援拠点 事業	地域子育て 支援センター	4 カ所	4 カ所	4 カ所	8 カ所
	つどいの広場	1 カ所	2 カ所	2 カ所	
ファミリー・サポート・センター		0 カ所	0 カ所	0 カ所	1 カ所

庁内審議会等における女性委員の登用状況

No.	審議会等	H22.4.1現在				H23.4.1現在				地方 自治 法(第 180条 の5)	地方 自治 法(第 202条 の3)	所管課	設置根拠	設置条例等
		総数 (人)	女性 委員 数 (人)	女性の 登用率 (%)	目標値 (35%)に 対する 達成率 (%)	公募 委員 数 (人)	総数 (人)	女性 委員 数 (人)	女性の 登用率 (%)					
1	教育委員会	5	2	40.0	114.3		5	2	40.0	114.3	○	教育総務		木津川市教育委員会規則
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	0.0		4	0	0.0	0.0	○	総務		木津川市選挙管理委員会規程
3	公平委員会	3	0	0.0	0.0		3	0	0.0	0.0	○	行政委員		木津川市公平委員会設置条例
4	監査委員	2	1	50.0	142.9		2	1	50.0	142.9	○	行政委員		木津川市監査委員条例
5	農業委員会	26	2	7.7	22.0		27	2	7.4	21.1	○	農政		木津川市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例
6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	0.0		3	0	0.0	0.0	○	行政委員		木津川市固定資産評価審査委員会条例
小計(A)		6	43	5	11.6	33.1	44	5	11.4	32.6				
7	防災会議	33	1	3.0	8.6		33	1	3.0	8.6	○	総務	災害対策基本法第十六条	木津川市防災会議条例
8	民生委員推薦会	14	2	14.3	40.9		14	2	14.3	40.9	○	社会福祉	民生委員法第五条	木津川市民生委員推薦会規則
9	国民健康保険運営協議会	18	4	22.2	63.4		18	4	22.2	63.4	○	国保医療	国民健康保険法第十一一条	木津川市国民健康保険条例
10	環境審議会	9	5	55.6	158.9		9	5	55.6	158.9	○	まち美化推進	環境基本法第四十四条	木津川市環境審議会条例
11	廃棄物減量等推進審議会	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!		16	5	31.3	89.4	3	まち美化推進	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の七	木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
12	木津駅前土地区画整理審議会	10	0	0.0	0.0		9	0	0.0	0.0	○	駅前整備	土地区画整理法第五十六条の	木津川市相楽都市計画事業木津駅前土地区画整理審議会運営規則
13	介護認定審査会	20	7	35.0	100.0		20	6	30.0	85.7	○	高齢介護	介護保険法第十四条	木津川市介護認定審査会運営要綱
14	社会教育委員会	13	7	53.8	153.7		13	7	53.8	153.7	○	社会教育	社会教育法第十五条	木津川市社会教育委員条例
15	文化財保護審議会	10	1	10.0	28.6		10	1	10.0	28.6	○	社会教育	文化財保護法第百五条	木津川市文化財保護審議会条例
16	都市計画審議会	18	3	16.7	47.7	3	18	3	16.7	47.7	○	都市計画	都市計画法第七十七条の二	木津川市都市計画審議会条例
17	図書館協議会	9	7	77.8	222.3		9	7	77.8	222.3	○	社会教育	図書館法第十四条	木津川市立図書館協議会運営規則
18	国民保護協議会	33	1	3.0	8.6		33	1	3.0	8.6	○	総務	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第四十条	木津川市国民保護協議会条例
19	加茂地域審議会	8	3	37.5	107.1	2	8	3	37.5	107.1	2	学研企画	市町村の合併の特例等に関する法律第二十二条	地域審議会の設置に関する協議書
20	山城地域審議会	8	1	12.5	35.7	2	8	1	12.5	35.7	2	学研企画	市町村の合併の特例等に関する法律第二十二条	地域審議会の設置に関する協議書
21	障害者介護給付費等支給認定審査会	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!		10	5	50.0	142.9	○	社会福祉	障害者自立支援法第十五条	木津川市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員を定める条例
小計(B)		15	203	42	20.7	59.1	7	228	51	22.4	64.0	7		
22	情報公開・個人情報保護審議会	5	2	40.0	114.3		5	2	40.0	114.3		総務		木津川市情報公開・個人情報保護審査会条例
23	市営住宅入居者選考委員会	9	0	0.0	0.0		9	0	0.0	0.0		建設		木津川市営住宅入居者選考委員会条例
24	市営住宅管理審議会	8	1	12.5	35.7		8	1	12.5	35.7		建設		木津川市営住宅管理審議会条例
25	行財政改革推進委員会	9	1	11.1	31.7	3	9	1	11.1	31.7	3	財政		木津川市行財政改革推進委員会条例
26	人権センター運営委員会	8	1	12.5	35.7		8	1	12.5	35.7		人権推進		木津川市人権センター条例
27	児童館運営委員会	7	2	28.6	81.7		7	3	42.9	122.6		人権推進		木津川市児童館条例
28	老人福祉センター運営委員会	10	0	0.0	0.0		10	0	0.0	0.0		高齢介護		木津川市老人福祉センター条例
29	女性センター運営委員会	12	6	50.0	142.9		12	6	50.0	142.9		人権推進		木津川市女性センター条例
30	男女共同参画審議会	10	5	50.0	142.9	5	10	6	60.0	171.4	1	人権推進		木津川市男女共同参画推進条例
31	学校給食センター運営委員会	28	17	60.7	173.4		28	17	60.7	173.4		学校教育		木津川市立学校給食センター条例
32	地域包括支援センター運営協議会	14	3	21.4	61.1		14	3	21.4	61.1		高齢介護		木津川市地域包括支援センター条例
33	企業立地促進審査会	6	1	16.7	47.7		6	1	16.7	47.7		学研企画		木津川市企業立地促進条例
34	清掃センター建設審議会	16	1	6.3	18.0	8	16	1	6.3	18.0	8	まち美化推進		木津川市清掃センター建設審議会設置条例
小計(C)		13	142	40	28.2	80.6	19	142	42	29.6	84.6	12		
計(B+C)		28	345	82	23.8	68.0	26	370	93	25.1	71.7	19		
35	健康づくり推進協議会	8	1	12.5	35.7		8	1	12.5	35.7		健康推進		木津川市健康づくり推進協議会設置規則
36	介護保険事業計画等策定委員会	21	7	33.3	95.1		21	7	33.3	95.1		高齢介護		木津川市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱
37	体育指導委員会	27	12	44.4	126.9		26	13	50.0	142.9		社会教育	スポーツ振興法第十九条の2	木津川市体育指導委員に関する規則
38	民生委員推薦準備会	36	8	22.2	63.4		36	7	19.4	55.4		社会福祉		木津川市民生委員推薦準備会要綱
小計(D)		4	92	28	30.4	86.9	91	28	30.8	88.0				
計(A+B+C+D)		38	480	115	24.0	68.6	26	505	126	25.0	71.4	19		

女性委員のいない審議会等数 7 公募制審議会等数 8 女性委員のいない審議会等数 7 公募制審議会等数 8

木津川市における男女共同参画に関する職員の登用状況

(1) 管理職への在職状況

(平成23年4月1日現在)

	管 理 職 総 数 (人)	女性管理職の内訳				
		女性数 (人)	女性の割合 (%)	部局長クラス (人)	次長クラス (人)	課長クラス (人)
市町村長部局	66	17	25.8			17
教育委員会	13	3	23.1			3
その他の	9					
計 (うち一般行政職)	88 (65)	20 (5)	22.7 (7.7)			20 (5)

(注)管理職とは、本庁の課長及びこれに相当する職以上(課長と同位に格付けされる室長、参事等を含む)。出先機関の課長などが本庁の課長相当職である場合はその数も含む。

(2) 平成22年度の女性公務員の採用状況

(平成23年3月31日現在)

	総 数 (人)	女性 数 (人)	女性の割合 (%)
上 級	14	10	71.4
中 級	2	2	100.0
初 級			

(注)平成22年度(平成23年3月31日まで)に採用された公務員数を記入してください。

「上級」とは、上級試験と称して行った試験または大学卒業程度の学力を有すると認めるものを対象として行った試験。医師、獣医師、薬剤師、保健師等を含む。

「中級」とは、中級試験と称して行った試験または短期大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験。保育士、栄養士、司書、看護師、臨床検査技師等を含む。

「初級」とは、初級試験と称して行った試験または高校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験。交通巡視員、司書補、準看護師等を含む。

級別に採用していない、あるいは採用の無かった場合はその旨を記入してください。

(3) 平成23年度の女性公務員の採用状況

(平成23年4月1日現在)

	総 数 (人)	女性 数 (人)	女性の割合 (%)
上 級	23	11	47.8
中 級	2	1	50.0
初 級	1	1	100.0

(注)平成23年度(平成23年4月1日)に採用された公務員数を記入してください。

「上級」とは、上級試験と称して行った試験または大学卒業程度の学力を有すると認めるものを対象として行った試験。医師、獣医師、薬剤師、保健師等を含む。

「中級」とは、中級試験と称して行った試験または短期大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験。保育士、栄養士、司書、看護師、臨床検査技師等を含む。

「初級」とは、初級試験と称して行った試験または高校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験。交通巡視員、司書補、準看護師等を含む。

級別に採用していない、あるいは採用の無かった場合はその旨を記入してください。

(4) 女性登用・採用のための措置

* 実施しているものに○を付してください。

1. 女性の採用目標の設定	具体的目標()
2. 女性の管理職の登用目標の設定	具体的目標() 30%に目標設定
3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定	
4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置	
5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3に計画の進捗状況等に関する府内の意見交換等の場の設置	
6. その他(内容)	()

平成 23 年度 木津川市男女共同参画推進事業概要

1. 「男女共同参画週間」事業（6月23日～29日）
 - ・男女共同参画講座
 - ・広報誌への掲載
 - ・男女共同参画啓発パネル展示及びパンフレットの配布
 - ・街頭啓発活動の実施
2. 「配偶者等に対する暴力をなくす運動」実施期間事業（11月12日～25日）
 - ・DV防止啓発講座（デートDV講座）
 - ・広報誌への掲載
 - ・DV防止啓発パネル展示及びパンフレットの配布
 - ・街頭啓発活動の実施
3. 木津川市キラリさわやかフェスタ（男女共同参画フェスタ）
 - ・12月11日（日）午前10時～午後4時 加茂文化センター
講演：講師「住田 裕子 弁護士」
 - 参画団体等の催し
男女共同参画啓発パネル展示及びパンフレットの配布
4. パワハラ・セクハラ講演会
 - ・8月30日（火）木津川市役所4-3、4-4会議室
 - ・広報誌への掲載
 - ・一般市民参加、職員研修
5. 男女共同参画講座
 - ・男の料理講座
 - ・親子料理講座
 - ・介護実習講座
 - ・出前講座
 - ・資格取得講座
 - ・再就職準備セミナー
 - ・基礎講座 他
6. 相談事業
 - ・女性センター相談 毎月第2・4金曜日 午後1時～3時
DV、セクハラ、家庭・生き方・こころ・仕事の悩みなど
 - ・専門相談（カウンセリング）
7. 男女共同参画推進に関する会議
 - ・木津川市男女共同参画審議会（学識経験者・一般市民）
 - ・木津川市男女共同参画推進会議（庁内職員組織）
8. 男女共同参画に関する調査・研究・周知・啓発
 - ・木津川市男女共同参画推進状況調査
 - ・男女共同参画に関する苦情処理
 - ・情報提供・広報啓発・学習機会の提供

○木津川市男女共同参画推進条例

平成19年3月12日条例第142号

木津川市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第7条・第8条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条—第19条）

第4章 木津川市男女共同参画審議会（第20条）

第5章 雜則（第21条）

附則

木津川市は、木津川の豊かな流れと丘陵や田園の美しい緑のもと、独自の文化と歴史を育んできた。これらの歴史的資質と、関西文化学術研究都市としての資源との連携・調和を図り、地域特性を生かしながら新しい発想で、すべての人々がいきいきとくらせる、人にやさしいまちとなるよう男女共同参画社会の実現をめざした施策を推進してきた。しかしながら、依然として性別による固有的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は根強く、男女の平等な参画への妨げとなっている。

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、男性と女性は、等しく個人として尊重され、ともにひとりの人間としての尊厳が重んじられなければならない。男女共同参画社会の実現は、すべての人がその人権を尊重しあい、社会のあらゆる分野において男女が性別にかかわりなく、喜びも責任も分かち合い、ともに輝くまちづくりを進めるために重要である。

ここに、男女共同参画の推進に関し、基本理念等を定め、その取組を市、市民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成を目指した施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。)をいう。

(5) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女共に個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されること、性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭や地域、学校、職場その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産に関し双方の意思が基本的に尊重され、生涯を通じてともに健康な生活を営み、子供の養育、介護その他家庭生活における活動と、職業生活その他の社会生活における活動とがともに円滑に行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)

にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国、京都府その他の地方公共団体と連携し、協力して取り組むよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、雇用の分野において、男女が職場における活動に対等に参画する機会及び待遇を確保するよう努めるとともに、職業生活における活動と当該活動以外の家庭生活における活動その他の活動とを円滑に行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 すべての人は、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

（情報に関する留意）

第8条 市は、市が作成し、広く市民に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び配偶者等に対する暴力的行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないものとする。

2 市民、事業者は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第20条第1項に規定する木津川市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて男女共同参画計画の見直しを行わなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 市は、法令等により設けられた委員、委員会、審議会、審査会及びこれらに準ずるもの構成員の任命又は委嘱については、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均等を図るよう努めるものとする。

2 市は、職員の登用及び職域の拡大については、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画)

第11条 市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 市は、男女が個人として能力を発揮する機会の確保のため、生涯を通じた職業能力の形成及び開発、円滑な再就職を支援するために必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときには、事業者に対し男女共同参画の推進に関する取組の状況について報告を求めることができる。

(個人で営む事業における男女共同参画)

第12条 市は、農業及び商工業等の分野における個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動と職業生活における活動の両立等)

第13条 市は、男女が家庭生活における活動と職業生活における活動の両立を図ることができ、地域社会に参加することができるよう必要な支援及び環境の整備に努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第14条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深め、情報を主体的に読み解くための能力の向上

が図られるよう、情報及び学習機会の提供、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(拠点の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する活動の拠点施設の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第18条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(苦情の処理等)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民又は事業者からの苦情の申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

2 市長は、前項の規定による苦情の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、次条第1項に規定する木津川市男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。

3 市長は、男女共同参画の推進を阻害する行為に係る市民又は事業者からの相談について、関係機関と協力して適切に対応するため、相談体制の充実その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 木津川市男女共同参画審議会

(木津川市男女共同参画審議会)

第20条 第9条第2項及び前条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議をするため、木津川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 5 委員は、学識経験を有する者その他適當と思われる者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 雜則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第20条第6項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

○木津川市男女共同参画推進条例施行規則

平成19年3月12日規則第95号

木津川市男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市男女共同参画推進条例（平成19年木津川市条例第142号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(苦情申出の方式)

第3条 条例第19条第1項の苦情の申出（以下「申出」という。）への対応については、市長に苦情申出書（別記様式第1号）の提出を求めて行うものとする。

(苦情申出書受理時の処理)

第4条 市長は、苦情申出書が提出された場合において当該申出の内容が次のいずれかに該当するものの以外のものであるときは、当該申出について条例第19条第1項の措置の必要性についての判断（以下「苦情申出に対する判断」という。）を行うものとする。

- (1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの
- (2) 現に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがなされている事案に関するもの
- (3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの
- (4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの

2 申出が不適法であって補正をすることができないものであるとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、市長は、申出人に対し、書面により、その旨及び苦情申出に対する判断を行わない旨を苦情申出不処理通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(審議会への意見聴取の諮問)

第5条 市長は、申出が適法であり、かつ、その内容が前条第1項各号に該当しないときは、木津川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に対し、条例第19条第2項の規定により、当該申出に対する意見を求めることができる。

2 市長が、前項の規定による諮問をするときは、申出に係る施策の内容及び実施状況並びに申出に係る事案の事実経過について調査し、その結果を記載した書面を審議会に送付するものとする。この場合において、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、市長は、

当該執行機関に依頼して必要な調査を行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による諮問をしたときは、申出人に対し、その旨を苦情申出に係る諮問通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。
(申出人の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、申出に係る施策に関し、申出人及び申出に係る市の執行機関（以下「申出人等」という。）並びに関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(意見書の提出)

第7条 申出人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(意見の陳述)

第8条 審議会は、申出人等から申立てがあったときは、当該申出人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(答申書の送付)

第9条 審議会は、答申書を市長に送付して意見を述べるものとする。

- 2 市長は、審議会から答申書が送付された場合において、当該答申書に記載された意見が他の執行機関と関係があるときは、答申書の写しを当該執行機関に送付するものとする。

(市長等の措置)

第10条 市長は、審議会の答申書を受理したときはこれを尊重し、かつ、事案の内容に即して、苦情申出に対する判断を行う。

- 2 条例第19条第1項の市長が行う措置は、施策の変更、施策に関する取扱いの是正、施策に関する検討その他の措置とする。また、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、当該執行機関に対して適切な措置を講じる。

- 3 市長以外の執行機関は、前項の依頼があったときは、これに対する措置の有無及び講じた措置の内容を市長に報告しなければならない。

- 4 市長は、第2項に規定する措置を講じたとき及び前項に規定する報告があったときは、申出人に対しその内容を苦情申出に係る措置決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

- 5 市長は、条例第19条第1項の措置の必要性がないと判断したときは、申出人に対しその旨を苦情申出に係る不措置決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(関係人の出席等)

第11条 審議会は、第6条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(男女共同参画審議会)

第12条 条例第20条第5項に規定する審議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 公募に応じた住民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(役職)

第13条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、生活環境部人権推進課において処理する。

(委任)

第16条 第6条から第9条まで、第12条及び第13条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年3月12日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第2号（第4条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第10条関係）

別記様式第5号（第10条関係）